

新技術事例集に関する審査料等に係る細目

制 定 令和 5年 1月26日

一部改正 令和 6年 5月17日

(趣旨)

第1条 この細目は、新技術事例集に関する審査料、掲載料、継続審査料、変更審査料について規定するものである。

(審査料、掲載料、継続審査料及び変更審査料)

第2条 審査料、掲載料、継続審査料及び変更審査料は、下表による。

金額 \ 種別	審査料 (円/件)	掲載料 (円/年)	継続審査料及び 変更審査料 (円/件)
技術評価・成果確認済み 技術 (センター事業)	無料	54,000+消費税	27,000+消費税
センター共同研究 プロジェクト参加企業	109,000+消費税	54,000+消費税	27,000+消費税
センター会員	163,000+消費税	54,000+消費税	27,000+消費税
センター非会員	218,000+消費税	81,000+消費税	41,000+消費税

注1) 審査料、継続審査料及び変更審査料は、審査の結果にかかわらず返還しない。

注2) 掲載料は3年分を掲載前に納入する。

附則

- この細目は、令和5年1月26日から施行する。
- 令和3年4月12日に制定された「新技術事例集に関する審査料等に係る細目」(以下、「旧細目」という。)は、令和5年3月31日をもって廃止する。なお、旧細目により定められた審査料等については、令和5年4月1日からは本細目を適用する。

附則

この細目は、令和6年5月17日から施行する。